

入札監理小委員会
第372回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第372回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年7月10日（金）14:41～16:43

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 情報システムの総括運用管理支援業務委託（（独）日本芸術文化振興会）
- 情報システム運用支援業務（（研）土木研究所）
- 情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務（（独）労働政策研究・研修機構）

2. 事業評価（案）の審議

- 大山隠岐国立公園大川寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供業務（環境省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、辻専門委員、宮崎専門委員、小尾専門委員

（（独）日本芸術文化振興会）

総務企画部情報推進課 田畑課長、三浦主任

総務企画部契約課 境課長、市橋課長補佐、亀田係長

（（研）土木研究所）

総務部 宇佐美参事、総務部会計課 鈴木主査

企画部業務課 中山課長、矢吹主査

（（独）労働政策研究・研修機構）

総務部 佐藤次長、総務部総務課 登坂課長補佐

藤原CIO補佐官

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第372回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、

①独立行政法人 日本芸術文化振興会の「情報システムの総括運用管理支援業務委託」の実施要項（案）、

②国立研究開発法人 土木研究所の「情報システム運用支援業務」の実施要項（案）、

③独立行政法人 労働政策研究・研修機構の「情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務」の実施要項（案）、

④環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び柗水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供業務」の事業評価（案）、
の審議を行います。

最初に、独立行政法人日本芸術文化振興会の「情報システムの総括運用管理支援業務委託」の実施要項（案）について審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人日本芸術文化振興会総務企画部契約課、境課長及び情報推進課、三浦主任より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○境課長 日本芸術文化振興会総務企画部契約課長の境です。

本日は、よろしくお願ひいたします。

私ども日本芸術文化振興会は、日本の伝統芸能の保存及び振興を目的としている組織であり、国立劇場、国立演芸場、国立文楽劇場、国立能楽堂などで行う舞台公演を通して、伝統芸能の伝承者の養成及び普及そして文化庁からの文化芸術振興費補助金を財源として、現代舞台芸術の創造活動、すぐれた日本映画の制作活動の助成等を事業の柱としております。

劇場運営、いわゆるお客様商売を手がけているため、他の法人とは契約の目的、内容が少々違う側面がございます。

劇場を安全かつ安定的に運営し、お客様に安心して舞台芸術を楽しんでいただくという事業の特殊性があるからです。

このたび、市場化テストにより調達を計画している情報システムの総括運用管理支援業務は、この振興会の業務を効率的・効果的に遂行するための情報システムを円滑に運用していくためのもので、その活用度、依存度は年々増加してきております。

分散する各劇場をネットワークでつなげて、多種多様な業務システムを稼働させるため、運用における問い合わせの対応や、障害発生時の対応などが求められます。

安定した稼働環境を確保することは、安全な劇場運営を実施する上で、極めて重要な役割を担っているものであります。

私どもは、この業務委託について、平成28年4月から平成30年2月までの23カ月の期間を契約期間として入札を実施したいと考えております。

それでは、本日、用意させていただいております実施要項（案）の詳細について、担当のほうから御説明させていただきます。

○三浦主任 日本芸術文化振興会総務企画部情報推進課の三浦と申します。

ただいまより、今回の調達の業務につきましての御説明をさせていただきます。

実施要項（案）に沿いまして、順次御説明させていただきたいと思っております。

まず、「本業務の概要」につきましてですが、振興会におきましては、ネットワークの通信、電子メール、それから振興会のホームページ等々を主にインターネットの通信をつかさどるシステム、これを根幹の「基幹システム」と我々は呼んでおりますが、まず、根っこにある大きなシステムを運用、活用させていただいております、さらにそこにぶら下がる形で、各グループウェアですとか、先ほど境も申し上げましたように、当振興会は劇場ですので、お客様にチケットを販売する、チケット販売のシステム、あるいは財務会計等システム、出演者に出演料を支払うためのシステム等々がぶら下がっております。それらを個別の業務に特化した「業務システム」と呼んでおまして、「基幹システム」と「業務システム」、その双方のシステムを使用するためのパソコン、その他、ネットワーク機器、それらを調達し、運用しております。

機械ですので、それらの運用にかかわりまして、さまざまな問い合わせですとか、あるいは障害というものが出てまいりますので、それらの業務に対しまして、今回の運用管理支援業務に関しては、我々職員と各システムの保守の業者の間に入りまして、総括運用管理支援業務、ヘルプデスクの業務をしていただいております。

今回は、そういったヘルプデスクの業務の調達になります。

システムの概要ですとか、構成している機器、または振興会が保有しておりますソフトウェアまたは個別の業務システムの概要につきましては、実施要項にも記載しておりますとおり、別紙にて提示させていただいております。

また、個別の業務システムにつきましては、どのようなシステムで、具体的にこの総括運用管理支援業務でどのような日々の業務を行っていただくかといったようなことを同時にこちらの別紙5のほうにも記載させていただいております。

振興会につきましては、端末、パソコンを約630台持っております、そちらを通じて業務を行っております。

また、設置場所としては国立劇場がございます隼町地区、それから国立能楽堂がございます千駄ヶ谷、大阪の国立文楽劇場、また、サーバーの幾つかを初台がございます新国立劇場のほうに置かせていただいております。こちらの設置拠点、また、インターネットにつきましては、サイネットを通じてさせていただいておりますので、これらの設置拠点に我々の持っている構成機器を置いているということでございます。

具体的な業務の内容につきましては、2.3に列挙させていただいております。

「運用管理手順書等の作成」につきましては、当劇場の持っているシステムその他の情報を全て開示いたしますので、そちらを通じてどのように管理していただくかというもの

を、まず、手順書として提出していただくというか、つくっていただくということをお願いしております。

「(2) 性能管理」につきましては、サーバー等々が連日稼働しておりますので、そちらの毎日の稼働のチェックをお願いしている内容でございます。

「(3) ネットワーク管理」の部分、特に①のシステムの遠隔監視業務なのですが、現在、この業務につきましては、別の調達になっておりますが、システムの稼働及び障害発生それからシステム保守業者への連絡等々のフローを考えますと、今回のこのヘルプデスクの業務と非常に密接に結びついている部分でございますので、本調達よりこの遠隔監視の業務を総括運用管理支援業務の調達にあわせて調達させていただきたいと思っております。

「(4) セキュリティ管理」の部分につきましては、ウイルスチェックですとか、脆弱性等々によるセキュリティパッチの対応をお願いしております。

また、「(5) 障害対応と保守」につきましては、(3)の遠隔監視あるいは職員等々から障害問い合わせが発生した際に、そちらのシステム保守業者への橋渡しをする一次切り分け業務というものをメインをお願いしております。

「(6) データ管理」につきましては、日々、あるいはスケジュールにのっとり行われているシステムのバックアップの管理をお願いしております。

また、「(7) 職員等対応」につきましては、操作に対する問い合わせあるいはさまざまなクライアント端末等の管理をお願いしております。

「(8) アカウント等の管理」につきましては、クライアントのアカウント管理、それからシステムのアカウントの管理等々をお願いしております。

この辺については、人事異動にかかわる変更等々の業務をあわせてお願いしていることとなります。

「(9) 情報資産管理に関する資料等」につきましては、これらの構成機器等々を管理している台帳のメンテナンスをお願いするという内容でございます。

「(10) 振興会情報システムの変動に関する支援」につきましては、今後、この調達期間の中におきましても、幾つかシステムを更改するスケジュールがございまして、そちらに対しまして、現行の運用管理支援の立場から、次のシステムに対してのアドバイス、助言をいただく、さらにはそういった入れかえの際の業務の支援をお願いする内容でございます。

「(11) 業務システム運用管理」につきましては、各種業務システムにおいて、特にヘルプデスクに見ていただく部分についての記載でございます。

「(12) 計画停電」は、年に1回行われる法定停電についての作業支援をお願いしております。

「(13) パソコン研修」は、年に数回行われる職員向けのパソコン研修についての詳細でございます。

「(14) その他の運用管理業務」については、そのほかのさまざまな業務について記載させていただいております。

2.4の「確保されるべき本業務の質」の部分では、サービスレベルアグリーメントの締結をお願いしております。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

一次回答時間、それから問題に対する解決の時間。そして我々に対しての連絡の時間といったものを取り決めさせていただいております。

そして、その結果につきまして、(2)のアンケートを行って、それらを評価させていただく予定でございます。

業務の概要につきましては、以上です。

以降は契約等々の話になりますので、契約担当のほうに話を渡したいと思います。

○境課長 契約に関しましては、先ほど申し上げましたように、業務期間につきましては、平成28年4月1日から平成30年2月28日までになります。

入札参加に関する資格は、ここに記載のとおりでございます。

「入札参加する者の募集に関する事項」につきましても、こちらに記載のとおりとなっております。

入札に関しては、この程度のこととさせていただきます。

以上でございます。

○石堂主査 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項(案)につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 よろしいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

実施要項(案)の6ページ目、通し番号の26/94です。

26/94に、「本業務の拠点」とございまして、隼町に常駐するということが書かれておりますが、同じく実施要項(案)の76/94でございます。

組織図がございます。

76/94を見ますと、結構あちこちに組織があるようなのですが、例えば、沖縄とかもあるところなのですが、この例えばですが、沖縄に何かトラブルがあった場合に出かけるとか、そういうことはあつたりするのでしょうか。

○三浦主任 お答えいたします。

新国立劇場と沖縄につきましては、当日本芸術文化振興会から運営を委託しております、新国立劇場運営財団、国立劇場おきなわ運営財団のほうで全てシステム等々の調達から運用管理までを行っておりますので、新国立劇場及び沖縄のシステムについては、今回の振興会の調達とは無関係でございます。

ただ、そういった運営を委託しているものを管理している部門として、新国立劇場おきなわ部という部署が当隼町の地区にありまして、こちらに関しては、名前には沖縄と記載がございますけれども、執務は隼町地区のみでございますので、沖縄において何か作業していただくとか、支援するという話にはなりません。

○辻専門委員 ですと、先ほどの6ページ目、26/94なのですけれども、こちらは隼町に常駐するだけでよくて、ほかに行く必要はないという理解で合っていますか。

○三浦主任 お答えいたします。

基本的には隼町地区のほうに常駐していただきまして、そちらで切り分けする業務を行っていただきますので、原則としては隼町地区に常駐していただくことで業務は完了いたします。

ただ、一部、例えば能楽堂で何か発生して、現地に行かなければいけない場合には、能楽堂に行ってください場合も想定しておりますし、同様に、国立文楽劇場、大阪でもし何かが発生した場合には、現地にて対応していただく必要がございます。それにつきましては、調達仕様書の中で、関西の要員という部分がございます、48/94でございますけれども、こちらの(4)に「運用管理要員の構成」と記載させていただいております、「②文楽劇場」での事態につきましては、1名関西に対応できる人員を用意していただきたいと記載させていただいております。

ただ、こちらにつきましては、常駐を必要とはしておりませんので、何かが発生した際に、2時間以内に駆けつけて、対応をしていただける体制を敷いていただくことでよいという状態でございますので、特に問題はないかと思えます。

○辻専門委員 でしたら、26/94なのですけれども、このあたりに、多分、初めて見る入札する方は、これはひょっとして大阪にも結構行かなければいけないのかなと誤解する可能性がございますので、今のようなお話を26/94に幾らか反映していただくことを御検討いただければと思います。

○三浦主任 承知いたしました。検討させていただきます。

○石堂主査 ほかいかがですか。

どうぞ。

○井熊副主査 この入札については、平成23年度は入札者が4者あって、その後ずっと一者入札が続いていると。価格も非常に下がっているんで、非常にこの競争力のある事業者がとっているもので、ある意味、コスト的な面では成果を出してきたというようなことなのですが、次の入札で振興会さんがどういう結果を出したいのかと、もっとコストを下げたいのかと。あるいは、コストというのは大体このぐらいのもので、もう少し、先ほど課長のお話にもありましたが、職員の方々へのサポートとか、そういうクオリティーの面を上げていきたいのかと。そういう何をこれからしたいのかによって内容が変わると。

例えば、コストをもっと下げたいのだったら、こういう強力なコスト競争力を持つ事業者さんにほかの人が対抗できるようにもう少し自由度をふやしていくとか、クオリティー

を上げたいのだったら、そのクオリティーの条件を入れたり、総合評価にしていったりとかということなのですが、その辺はいかがですか。

○田畑課長 情報推進課の田畑と申します。

正直に言いますと両面ですね。要するに、コストが低くて良質なサービスを求めるということですが、この業務に関して言いますと、個別のシステムは全てそれぞれがシステム保守を持っておりまして、今回、総括運用支援では、状況を監視していただくということと、あとは、切り分けをしてなるべく早目に各業者さん、それぞれのシステムの担当者さんに橋渡しをしていくという業務ですので、比較的専門性というのは高いという認識はしておりません。

なので、可能であれば、コストを下げるというほうが重要ななとは思っています。

ただ、今回に関して言うと、次期のシステムの話があり、23カ月という次期のシステム前の期間の話ですので、次期のシステムをどうしていくかによっては、そこと併せて考えて、また見ていかなければいけない部分ではないかと思えます。

こちらとしては、十数年この総括運用支援という形でやってきているので、このぐらいのレベルを維持できれば十分ではないかとは思っております。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○小尾専門委員 先ほど、遠隔監視については、今まで別契約だったということをお伺いしたのですが、支援業務に関しては、今、従来の業者さんが開示されているのですが、そうではない、ここはどういう契約に今までなっていたのでしょうか。

○三浦主任 遠隔監視の現在の契約につきましては、本当に監視のみをしていただく契約でございまして、当劇場のサーバー室にその監視サーバーを置きまして、それでpingで監視をしたりですとか、プロセスの監視をしたりですとかしていただいているのですけれども、機器に障害が発生した際に、現在の調達ですと、アラートのみを通知するというような運用です。

そのアラートを我々職員ないし、ヘルプデスクの業務の人間がキャッチして、そこから動くという形で、今までは別々に切り離れた調達としておりました。ですので、監視業務としては、本当にただ何が起きているのかわからないのだけれども、何か指定された以外のことが起こっていますよという通知を出すだけで、そこから先というのが全然リンクしていなかったのです。

それについて、時に業務の連携がうまくいかなかったりですとか、障害の検知、対応が若干おくれてしまったりだとかというようなことが多少ございまして、そういった観点から考えますと、通知、それをキャッチして、正しく保守の業者に投げかけるという、この一連の動作を1つのまとまった業務として見ていくほうが良い判断した上で今回の業務の形にさせていただきました。

これは、境も申し上げましたとおり、当劇場はお客様に対してのホームページを出して

いたりとか、チケットを販売したりですとか、それも土曜日、日曜日関係なくお客様に提供しておりますので、基本的にはそういったものを止めない、継続して稼働させるということ、大きな課題といたしますか、命題に置いておりますので、そういった流れの中で、一連の業務のフローが安定的に流れるようにということで、別調達であったものを、今回、1つにまとめて調達しようと考えております。

○小尾専門委員 それはわかるのでいいですが、今、これ役務というか、保守契約というか、運用支援の業者さんとは別の業者さんが入っているのですか。それとも同じ業者さん。

○三浦主任 現在は別々です。

○小尾専門委員 別々。そうすると、例えば、今回、1本化をした場合に、別の業者さん、遠隔監視をやっていた業者さんが入札に入るという可能性はあるのでしょうか。

○三浦主任 そうですね。可能性としてはあると思います。

そう申しますのも、先ほど田畑が申し上げましたとおり、基本的に、今、常駐でヘルプデスクとして見ていただく業務がそれほど高度な専門的知識を必要とするものではなく、一般的なITの基礎を把握しているSEの方であれば、職員等からの通知等に対して返答する業務でございますので、条件に合うような常駐の要員を確保できるですとか、そういったものがクリアされるのであれば、現行、監視業務をしている業者さんでも、十分に対応できる業務だと認識しております。

○小尾専門委員 ずっとこの1者できてしまっているということもあるので、できれば、今、別契約になっていて、業者が違うということであれば、そちらに関してもうまく説明をして、ぜひ入札をしてもらうような働きかけというものを継続してやっていただきたいと思っておりますので、その部分に関してはお願いします。

○三浦主任 ありがとうございます。

承知いたしました。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 済みません。資料の通し番号だとA-2の9/94ですが、今のお話を伺っていると、そんなに提供するサービス内容が高度なものではないというお話がありまして、であるとすれば、4の(3)で、参加資格を全省庁統一資格ないしは芸術文化振興会の資格のランク等級を「A」または「B」に限定されておりますが、過去の落札実績額に対して予定価格を積算すると、恐らく全省庁統一資格のクラスの等級数を換算すると、等級「C」も該当するはずなのではないかということが1点と、あとこの営業品目、役務の提供はわかるのですが、ソフトウェア開発に限定しているところの趣旨がちょっとわからなくて、これはもう少し幅広に定義してあげてもよろしいのではないかと。

また、その後ろのほうで、結局、履行証明で細かく要件を記載しているわけですから、全省庁統一資格においての縛りというのは、そんなに狭くする必要はないのではないかと思います、この点はちょっと検討いただくとよろしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

○境課長 その点につきましては、検討させていただきます。

○石堂主査 やはり、一者応札をどう克服するかというのが、特に大きな問題だと思うのですね。先ほど小尾先生からも御指摘がありましたけれども、今回、遠隔監視の部分が新しく中に入ってくるとなれば、これまで遠隔監視に係る業務はどうだったのかというのは、従来の業務実績のところ、従来はこの契約でやっていなかったのでしょうかけれども、それはやはり書いていただく必要があるのではないかと思うのですよね。

それから、こここのところに障害とか、あるいは質問が何件あったか、件数がたくさん書いてあるのですけれども、実際の障害の中身としてはどんなものだったのか。要するに、新しく入ってくれるという業者がそれを見て、ああこれだったら自分たちも3時間以内でちゃんと報告できると考えられるような内容のものなのか、いや意外とこれは手ごわいぞと考えるのか、その辺の情報開示したほうが、恐らく新しい業者が入ってきやすいと思うのですよ。

ですから、障害の内容なり、あるいは質問の内容についても、別にずらずらたくさん書く必要はないと思うのですけれども、問い合わせがあれば、要するに振興会として何かの法令等の関係でマル秘でないものについては、全部見せますよということを書き加えて、注意書きに書いていただいたほうが、少なくとも一者応札の克服のきっかけにはなるのではないかと思うので、その辺をちょっと御考慮いただけないかと思うのですけれどもね。

○境課長 それも検討させていただきます。

○石堂主査 どうぞ。

○辻専門委員 済みません。今の内容とちょっとかかわるのですけれども、3/94でございます。

3/94で「本業務の概要」というメニューの中で、「チケット販売システム」という言葉が入っております。こちらは、多分、初めて見る民間業者からすると、チケット販売に携わったときに、もし、このチケット販売システムが壊れてしまって、チケットが一切売れなくなったりした場合とか、物すごい損害が発生するのではないかと多分危惧すると思います。

それで、過去、チケット販売システムで何か混乱等があって、せっかく公演を行うのにチケットを売ることができなかったとか、そういう重篤な事象とかは発生したことはあるのでしょうか。

○田畑課長 公演に影響するようなことはございませんが、販売が一時できなくなったという事象はございます。

○辻専門委員 それは従前の業者さんだと、システムをよく理解しているからすぐ復旧できるとかあるかもしれないのですけれども、このあたり新しい業者さんに対して、このシステムがこういうものだからそれほど気にしなくても大丈夫ですよと、とりあえずこのあたりの仕事が終わっている方であれば、すぐ復旧できるとか、そういう事情があれば、もうちょっと説明してあげたほうが新しい業者さんは入ってきやすいかもしれません。

○田畑課長 基本的にチケットシステムを含む業務システム自体を、ここに入ってくる業者さんが何かをするということというのはほとんどありません。

ですので、そういったあたりをもう少しわかりやすく記載するような内容にしたいと思っております。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 済みません。入札業者さんをふやすという観点からの質問なのですが、資格のところ、過去5年でクライアントPC600台以上という条件がついていますが、これはやはり600台である必要はあるのでしょうか。実際に管理されるのが630台ということなので、大体同程度ということなのかなとは思ったのですが、ただ、それほど高度なことをするというわけでもないということを考えると、もう少し引き下げとかは可能なのかなと素人考えでは思ったのですが、この点はいかがでしょう。

○田畑課長 記載するにあたって、今までこういった台数までは記載していなかったのですが、実際のところの数字を述べさせていただきました。実際には、職員の数を含めると600人はいないのです。ですので、そこをどう書こうかなというところがあって、1人で2台使う場合も当然ありますし、舞台に関係したいろいろな機器についているシステムもございませので、そこは600台に固執しているつもりはございませんので、多少表現は考えさせていただきます。

○石堂主査 そうしますと、実稼働している台数程度のもののような表現ですか。

○田畑課長 はい。

○石堂主査 あとよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 特にないですか。

きょうの審議状況を見ておきますと、再審議までは不要だと思いますけれども、大阪、沖縄の扱いとか、資格等級の話とか、今の台数の話、また従来の実施状況の記入方とか、幾つかございますので、振興会さんにおきましては、今後も引き続き御検討いただいて、きょうの審議を踏まえて、実施要項（案）に必要な修正を行いまして、それを事務局を通じて、各委員が確認した上で議了とする方向でまいりたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

あと、各委員おきましては、さらなる質問あるいは確認したい事項等がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

（（独）日本芸術文化振興会退室、（研）土木研究所入室）

○石堂主査 それでは、続きまして国立研究開発法人土木研究所の「情報システム運用支援業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国立研究開発法人土木研究所企画部業務課、中山課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○中山課長 それでは、始める前に、本日、土木研究所のほうから出席しているメンバーの名前を紹介させていただきます。

まず、総務部参事の宇佐美でございます。

○宇佐美参事 宇佐美でございます。

よろしく願いします。

○中山課長 会計課主査の鈴木でございます。

○鈴木主査 鈴木と申します。

よろしく願いします。

○中山課長 業務課でシステム関係の担当主査をしている矢吹でございます。

○矢吹主査 矢吹でございます。

よろしく願いします。

○中山課長 そして、私、業務課の課長をしております中山でございます。

よろしく願いいたします。

それでは、国立研究開発法人土木研究所「情報システム運用支援業務」の業務概要並びに実施要項（案）等につきまして、説明をさせていただきます。

まず最初に、業務概要でございますが、添付についております参考資料と本資料の調達仕様書をあわせて見ていただきながら説明したいと思います。

まず、概要につきましては、調達仕様書の29/100ページになります。そこに「目的」として書かれておりますけれども、当研究所の本来の業務でございます研究開発等の達成のために、情報システムが業務遂行の補助の役割を果たしております。

本調達は、情報システムの運用支援を行って、システム利用者が円滑に業務を遂行できる環境を提供するというを目的にしております。

業務の主な内容については、参考資料の下側に3点ほど書いてございます。まず、1つ目は、当研究所が保有するシステムのサーバ装置、通信回線装置、また各端末装置を安定的かつ適切に稼働するための「セキュリティ運用支援業務」として、サーバのログの監視であるとか、セキュリティレポート等の確認、またセキュリティパッチの適用などを実施していただくものでございます。

2つ目としまして、システムを利用する上で、利用者に対する操作支援、これは職員等になりますが、我々利用する職員等からの各種問い合わせや障害等への適切な対応を行う「操作等支援業務」になります。

3つ目としては、ウェブサイトのアクセス状況、電子メールの送受信状況、各装置の利用状況などを整理する「利用状況整理業務」、この3点が業務の主な実施内容ということ

になっております。

業務の規模でございますが、当研究所の利用者、職員等で約400名、サーバの数が約25台、ネットワークスイッチの数が約120台というような規模になってございます。

サーバ等の対象装置の内訳については、調達仕様書の51/100ページの添付資料3の表に書かれてございます。51ページ、52ページにわたって対象の機器、装置類がそこに一覧表として載せてございます。

また、添付の参考資料に戻っていただきますが、履行場所については、研究所の本所がございませぬ茨城県つくば市と、当研究所の自然共生研究センターがございませぬ岐阜県の各務原市、また、雪崩・地すべり研究センターがございませぬ新潟県の妙高市、この3カ所が履行場所ということになります。

つくば以外の2カ所については、電話やメール、ファクスなどでやりとりしまして、実際にはそちらには出向くことはありません。監視は全部つくばのほうでできますので、そういった形での履行場所になっております。

また、業務期間につきましては、現行業務と同様に、平成28年4月から5カ年としてございます。

業務の概要としては、簡単ですが以上でございます。

次に、実施要項等の説明に移りたいと思います。

実施要項等の説明については、現行業務からの見直した点を中心に説明させていただきたいと思います。

まず、業務の品質の確保としまして、5/100ページにございます、(2)に「確保されるべき対象業務の質」ということで、次期調達の相手方との間で、新たにサービスレベルアグリーメントというものを締結するというを新たに加えてございます。御承知かもしれませぬけれども、サービスレベルアグリーメントとは、サービス提供者と発注者の間で結ばれるサービスレベルに関する合意書ということ、5/100ページにございますように、イのAとBというところになります、利用者からの質問等に関しては、24時間内の回答率を90%以上確保すること。それと、発注者と受注者側で協議して設定しますが、その期日までに作業が完了しない件数が0件になるような形を合意して締結するような形を新たに入れてございます。

また、入札参加資格関係については、7/100ページになります。

4の(9)で、取得している認証関係、また4の(10)で企業の業務実績等を規定してございます。

これらについては、現行業務の調達時と変更はございませぬが、別添資料にございませぬとおあり、概要以外にもう一枚過去の契約状況の表がついているかと思いますが、本業務では、過去に一者応札が続いていたということで、本調達においては、技術者要件を緩和してございます。

技術者要件の詳細については、40/100ページをご覧いただきたいと思ひます。

調達仕様書の5.1.1で業務管理責任者、5.1.2で運用技術者の要件を規定してございます。

業務管理責任者では、業務経験、教育、技術及び知識等で、現行の業務では、17項目について要件を満たしているということを必須としておりましたが、この調達においては、資格または経験、それと業務実績の2項目を要件として、17項目から2項目への緩和を図ってございます。

また、運用技術者についても、現行の調達では、業務管理責任者と同様に17項目の必須要件を満たすということを前提にしておりましたが、本調達では、40/100ページにありますように、(1)の①から⑦のいずれかの資格または経験を有していればよいということで、17項目から1項目へと大幅に緩和をしております。

また、現行業務の事業者からの業務の引継ぎ期間につきましては、8/100ページの5の(1)のスケジュールにございますが、(1)のクに「既存事業者からの引継ぎ等」ということで、平成28年2月上旬から3月下旬ということ、約2カ月の期間をとってございます。

これについては、現行の業務では、3月上旬からの約1カ月間だったものを2カ月ということ、倍に引き継ぎ期間を延ばすような緩和措置をしてございます。

また、入札参加者の拡大対策で、参加要件の緩和などをしておりますが、要件の緩和が本業務の品質の低下につながらないように、現行の業務は価格競争ですが、この調達に当たっては、総合評価方式を新たに採用するというようにしております。

実施要項(案)の9/100ページになりますが、6の(1)の記載にございますように、総合評価方式を新たに導入して、価格点と技術点の比率を1:1ということ、その品質の確保を図るということにしております。

技術点を算出する基準としましては、別添4の入札説明書、76/100ページの表に、今回、総合評価で採用した評価項目と配点関係について記載をしてございます。

まず、参加要件を満たしていることで基準点になる600点を与えます。84/100ページの別紙2にあります「要件等証明書」の表に記載されている内容について、全て対応可能であれば、基礎点の600点が配点されるということになります。

これが必須項目になっておまして、その必須項目を満たさなければ欠格ということになります。

必須項目以外では、まず、配置予定技術者の資格と実績ですが、ユーザー数が100人以上であれば、参加要件は満たしておりますが、業務管理責任者においては、さらにユーザー数が1,000人以上のクライアントサーバーシステムの運用支援業務の実績があれば80点、500人以上であれば40点という評価点にしてございます。

また、運用技術者の資格についても、同様に1,000人以上の経験と500人以上の経験で、それぞれ80点、40点という評価点にしてございます。

77/100ページでは、「業務の実施方針・実施体制」ということで、まず、「業務理解度」として、本業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に、3段階で評価することとして、

標準的なものであれば60点、それより理解度が高いと認められた場合には120点としてございます。

また、「実施体制」においては、1)で、運用技術者に対する技術支援体制の確保と、長期で出勤できないようなときの代替要員の確保について、提案の内容によりまして、同様に3段階で評価点を決めてございます。

2)では、運用技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みということで、その内容が具体的に示されているような場合には40点、標準的なことが記載されていれば20点ということで評価づけをしてございます。

最後に、3)になります。指示事項等の運用技術者への円滑な伝達と共有のための手法や、運用技術者に対するフォローアップの方法等が具体的に示されている場合には40点、標準的な記載であれば20点というように、評価基準を定めまして総合評価を実施したいと考えております。

以上、簡単ではありますが、本業務の説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

実施要項（案）の77/100でございます。

ここで、真ん中の列で「理解度が高い場合に優位に評価する」とか、下のほうを見ても、「体制が確保されている場合に優位に評価する」とか、評価基準が書かれているのですが、これは研究所さんのほうで何らかの絶対的な基準があって、それに照らしてすぐれているか、劣っているか、標準的かということ判断なさるという理解で合っていますか。

○中山課長 そうです。

○辻専門委員 ほかの入札参加者との間で相対的に評価しているわけではないという理解で合っていますね。

○中山課長 そうです。

○辻専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがですか。

どうぞ。

○小尾専門委員 今までは、最低価格でやっていたものを総合評価にするということをおっしゃられているわけですが、総合評価にするということは、逆に値段が、調達価格が上がっても構わないという意思を示しているとも理解できるわけですが、調達価格が上がっても、総合価格にしたいという、今まで何かトラブルがあったのかとか、それとも、今まで応札してきて、実際に受けた業者さんに問題があったとか、そういうことは実際にあったのでしょうか。

○中山課長 そういったことはございません。

一者応札がずっと続いているということで、なるべく参加者をふやすという意味で、先ほど説明の中でも言いましたけれども、資格要件等を大幅に緩和してございます。

緩和により参加しやすくなっていますが、その分、今の17項目ほど資格で縛っていたものを1項目ないし2項目に落としていますので、その業務に対する品質の低下というものが懸念されますので、価格だけではなくて、品質の確保という面で総合評価を実施したいと考えてございます。

○小尾専門委員 おっしゃることはわかるのですが、一見何か矛盾しているようにも思えて、結局、総合評価をとるということは、今、特に76/100に書いてあるようなところというのは一番そこを極端に示しているように思うのですが、研究所さんの実際のユーザー数というのは、今、400名程度しかいないということは、例えば、そのぐらいの規模の業務を今までやったことがある人がもし入ってきたとすると、その人はこの例えば「必須以外の項目」の2の(1)(2)というのは、それぞれ0になるわけですね。

それに対して、大手が入ってくると、80、80と160点この部分がふえていくと。そうすると、高くして技術点1,000点ですから、調達価格でいうと、調達価格自体、予定価格を1,000点で割ったものが1点あたりの点数になると。それ掛ける160点、価格が高くても、その業者が落札する可能性があるわけですね。

○中山課長 はい。

○小尾専門委員 ということは、結果的に見て、いわゆる高くても、その実績がある業者さんをとりたいというような意図に見える。

○中山課長 そういう意図はなくて、あくまでも高い技術を持っている業者さんに対しては、高い評価をしてあげようという、あくまでも業務の品質を確保するためのものであって、価格を上げるためのものではないと考えております。

○小尾専門委員 そうは言っても、実際に研究所さんのユーザー数は400人しかいないわけですから、それを見て、1,000人の支援業務をやったことがあるというものに対して、80点とか、これは2つ合わせると160点の点数をあげるというのは、明らかにいわゆるオーバースペックの業者さんに対して点数を上げましょうという意図に見えるわけですね。

だから、総合評価にして、品質を担保したい、かと言って、入ってくる業者さん、なるべくたくさん入ってきてほしいというのであれば、例えば、ここはもうある意味なくでもいいような気がします。

つまり、400人規模の業務を受けた人であれば、実際にほしいのはその人たちが400人か1,000人かということではなくて、きちんと対応してほしいと。業務をちゃんとやってほしいということなわけですね。

○中山課長 そうです。

○小尾専門委員 人数は特に関係ないのではないかとも見えると。

だから、ここを必須項目の点数をもっと上げてしまって、実際にこの右のほう、実施体

制とか理解度とか、ここの部分だけに点数をあげるとして、技術評価を行うということでもいいように思える。そこを検討いただければと思います。

○中山課長 わかりました。

○井熊副主査 私もこの総合評価のところはもう少し検討したほうがいいのかなと思うのは、すごくいろいろなことを緩和案とか検討されて、すごく工夫されていると思うのですが、ここに書いてあることというのは、ほとんど、いわゆるインプット条件であるレベルのものをきちんとやれるような業者さんを高く評価するという条件で、アウトプット条件がほとんど書かれていないのですよ。

それで、比較的割と一般的なシステムでもあり、これまで最低価格方式で問題も起こっていないのであれば、その実施体制の方法をあえて総合評価で価格を犠牲にして評価する必要性というのは私は低いのだと思うのですよね。

それで、条件を緩和しているのではないですか。条件緩和していながら、ここで体制のほうを評価するというのは、何かちょっと矛盾している気がするのですよね。

今まで、価格入札で問題がないのであれば、もう少し業務改善に対する提案力とか、だからそういう質を上げるような業者さんをもっと評価するとしていったほうが、ほかの変更点との整合性がとれるのではないかと思います。

総合評価は、データの的に言うと、半分以上が価格2位の事業者さんが落札するのですよ。

ですから、先ほど小尾先生が言われたように、価格は犠牲にしないで総合評価をやるというのは、お答えとしてはなくて、やはり総合評価をやる、価格は犠牲になるのです。

だとしたら、価格が犠牲になるのだったら、何か質を上げるような業者さんを選ぶとしてやらないと、総合評価をやる余り意味がないですよね。

総合評価をやって、体制を強化するというのは、すごく高度な事業の場合ですよね。

○石堂主査 今の御意見から言っても、ちょっと総合評価の項目については、若干見直していただく必要があろうかと思えますけれども、その辺いかがですか。

○中山課長 わかりました。

今の御意見を参考に、もう一回、かなり先ほど説明したように、要件を非常に緩和しているのに対して、どういう形で品質を確保していくかというところで、総合評価を取り入れたわけなのですけれども、ちょっと中身について、あと配点についても、ちょっと再検討をさせていただきたいと思います。

○石堂主査 私はシステムは全然素人なのですけれども、やはり、現状400人ぐらいの規模であって、それに対して1,000人に対応したところに対してはうんと高い評価を与えるよというのは、やはりちょっと先ほどありました、オーバースペックかなという感じを素人なりに受けたこともありまして。

あと、やはり、一者応札をどう克服するかによって、いろいろ考えておられて、その資格要件の緩和も非常に大胆にやられているのもあれなのですけれども、従来の実施状況に関する開示の部分、通し番号で言うと18/100~19/100にかけて。特に、19ページのところ

に、「業務の繁閑の状況とその対応」というようなことで、セキュリティ運用支援とか、いろいろな項目が並んでいて、これだけの件数があったという、件数の表示があるのですけれども、それぞれの中身、実際、どういう業務だったのかというものの記録は恐らく会社の中にはあると思うのですよね。

そして、これまでもう平成18年から一者がずっとやっていますから、そう複雑な業務ではないといっても、実際、どういう業務なのかというのは、その一者以外はほとんどわからないといえばわからない部分になってしまうと思うので、ここにずらずら書くことを求めるのではなくて、どういう内容であったかを問い合わせがあれば答えますよということを書き込んでいただくのがよろしいのかと思うのですね。

法令上、出せないものはもちろん出さなくて結構ですので、マル秘事項以外は全部お見せしますということを通して新しく入ってくる業者さんにお知らせしたほうがいいのではないかという気がいたしますので、ちょっと御検討いただきたいと思います。

○中山課長 はい。

○石堂主査 それから、入札説明会はやられてこなかったということのようですね、これは何か思想というか、考え方があるのですか。

業態によっては談合のもとになるからやらないとはっきり言っているところもありますから、必ずしも必須とは思わないのですけれども、やはり業者が集まってきて、ああそこも参加するのかなというような感じを持ってもらうのも1ついいきっかけになるのではないかという気もするのですけれども。

○中山課長 そうですね。談合対策の絡みで、しかも、今回のこの業務は、コンサルティング業務のような高度な業務ではなくて、役務的な面が多くて、この運用支援業務というのは、ある程度の規模の組織だと、どこでも出しているような業務で、細かいことを全部記載しなくても、相手方はわかっているということで説明会は開いていなかったと思います。

それと、開示の関係ですけれども。

○矢吹主査 資料の10/100ページに、実施状況の開示、7番で開示の項がございますが、そちらの2番に、「資料の閲覧」ということで、今回、添付させていただいたもの以外に希望がある場合は、現行業務の業務計画書または報告書、そういった実際のやった内容がわかるものを開示させていただこうということで手続も踏まえて記載をさせていただいております。

○石堂主査 ちょっと重複するのかもしれないけれども、この従来の実施状況に関する開示のほうにも、そういうもの以外にも見せますよということを書きいただいたらもっと丁寧かと思いますので。

○矢吹主査 わかりました。

○石堂主査 よろしくお願ひします。

ほかいかがですか。

よろしいですかね。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 特にないですか。

それでは、再審議までは不要だと思いますけれども、幾つか指摘がありましたので、研究所さんにおかれましては、引き続き、要項（案）の内容につきまして検討していただき、必要な修正を行っていただきまして、事務局を通じて、各委員が確認した上で議了という形をとりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○中山課長 わかりました。

○石堂主査 あと、各委員におかれましては、追加的な質問・意見等がございましたら、事務局を通じてお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

○中山課長 ありがとうございます。

（（研）土木研究所退室、（独）労働政策研究・研修機構入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）につきまして、独立行政法人労働政策研究・研修機構総務部総務課、登坂課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○登坂課長補佐 登坂でございます。

よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、こちらの実施要項に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

2番のところ、（1）に「機構情報システム運用支援・ヘルプデスク等業務の概要」とございます。

アに、「対象となる機構情報システムの概要」とございまして、研究成果の公開・提供や機構職員等の行う業務を円滑かつ効率的に実施するため、情報ネットワークシステムを運用すると。

この安定的な運用のために、技術的支援が必要であるという趣旨になっております。

このシステムにつきましては、まず、内向きと外向きとございまして、機構職員に対しましては、ファイルの共有サービス、メールサービス及びインターネットの接続サービス等になっております。

対外的な部分につきましては、ホームページ及びそのホームページを使ったデータベ

スによる情報提供という形になっております。

2 ページでございます。

こちらに（ウ）としまして、「業務システム」。この「業務システム」につきまして、別紙9に概要を示すとございます。後ろに別紙9、30ページでございますが、こちらにございますように、私どものシステム、大きく分けて3つに分かれます。

「基幹システム」と「個別システム」及び「独立システム」でございます。

「基幹システム」につきましては、こちらに「（基本業務）」と書いてございますアからオまでを実施するためのシステムということでございまして、構成される要素としましては、基本業務に係るサーバ群及び端末と通信システム、その通信システムを管理するためのサーバ群ということでございます。

続きまして、「個別システム」でございますが、大きく分けて、「公開システム」と「社内情報処理システム」に分かれます。「公開システム」につきましては、ホームページのシステムと、このホームページを通じて提供しておりますデータベースのシステム、こちらに（ア）から（カ）まで書いてございますが、こういった種類のデータベースを提供しております。

ウに「（図書館システム）」とありまして、「CARIN」と書いてございますが、こちらで蔵書のデータベースと上に書いてございますうちで、横断検索という形で3つのデータベースを串刺しで検索できるようなシステムをあわせて提供してございます。

（2）にございます「社内情報処理システム」としましては、人事・給与システム、経理関係のシステム、研究員の活動記録システム及び先ほど御説明しました図書館システムの中で、公開系に含まれない部分、貸し出し、利用者管理等の機能の部分及び出・退勤の管理システムでございます。

これらのものと独立して、「独立システム」がございまして、これはもう物理的に上のネットワークとは一切つながっていないシステムで、ここにございます（ア）から（エ）まででございます。

実施要項の本紙にお戻りいただきまして、2 ページお戻りください。

「（エ）利用特性」ですが、利用人数約220人とございます。これが非正規の職員を含めた私どもの職員数でございまして、端末220台を通じて、原則として24時間365日利用されると。

これは外向きの先ほど申し上げましたホームページ及びデータベースが24時間、当然、ホームページですので公開されておるので、このような書きぶりになっております。

その下、「対象業務の内容」でございますが、①から④、「常駐作業」から「情報資産管理」まで書かれております。これにつきましては、仕様書に詳しく書いてございます。

後ろについてございます仕様書、37ページ、こちらに「運用体制」が説明されておりますが、常駐者2名以上、非常駐担当を1名以上、管理者が1名以上で、この常駐者のところに、別紙1に「対象業務一覧」を示してあると書いてございまして、この一覧がさらに

後ろ、47ページからになっております。

こちらは作業事項のところ、「(1) 常駐作業」と書いておりまして、作業分類が「1. サーバー運用支援」から「2. パソコン・ネットワークの運用支援」「3. 稼働監視」、6番、7番まで常駐の業務範囲でございます。

(2)に「非常駐作業」の範囲。

「(3) 障害、停電等対応」と、ここも常駐の運用者の範囲でございまして、さらにその後ろ、(4)の「情報資産管理」、ここまでが常駐の運用員の作業の範囲になります。

ページが前後して恐縮ですが、また実施要項本紙にお戻りいただきまして、3ページでございます。

こちらにウとしまして「個別システムへの対応」とございます。

先ほどの一覧の中に常駐運用員の作業の範囲としてこれが含まれております。

先ほど、別紙9で御説明をいたしました「個別システム」ですが、これにつきましても、障害等が発生した場合、一次切り分けを行うという範囲で常駐運用員の業務の範囲に含まれてございます。

これにつきまして、別紙2に「運用支援業務のフロー」図が示してございます。

別紙2が22ページでございます。

こちらに「運用支援業務のフロー」図が示してございまして、実施体制が図示されてございます。この「一次対応」と囲まれている部分が運用支援の業務の範囲で、その上にございます「二次対応」の括弧書きの部分については、それぞれの保守業者が保守を行うと。

先ほど、一次切り分けと申し上げましたが、障害が個別システムで発生した場合、一次対応、一次切り分けまでを運用員が行うということで、ここを明確に区分してございます。

また、本紙にお戻りいただきまして、4ページでございます。

「オ 請負業務の引継ぎ」とございしますが、機構が十分な調整、引き継ぎに当たっての必要な支援を行うということで、競争性が確保されるように考えてございます。

新規業者が参入をしやすくなるような引き継ぎということで考えてございます。

その下に「確保されるべき対象業務の質」とございまして、イのところ、遵守すべきサービスレベル項目を5つ挙げてございます。

まず、問題解決率(90%以上)、それと依頼申請対応期間を原則3営業日以内とすると、この2つにつきましては、月次で提出を求めますSLA報告書で確認する形になります。

その下にございますアンケート調査につきましては、年1回実施する形で基準スコア75点以上を維持するというようにしてございます。

エとオに重大障害件数を0件にするということで質を確保という要件になってございます。

6ページでございます。

実施期間につきましては、平成28年からの3年間でございます。

入札参加資格がその下にございまして、前回の入札と基本的には変わっておりません。

今回、市場化テストとして要件となる部分が幾つか加わっております。

7 ページで (13) に入札参加グループとしての参加の場合ということが定めてございまして、共同企業体での参加も認める形になっております。

その下、スケジュールでございまして、27年11月に公告を公示して以降、まず、説明会を公告開始から1週間程度でまず1回目を実施したいと考えております。

これにつきましては、仕様書の11ページのほうに3回実施するという形で書かせていただいております。公告期間中に2回実施する形、それから公告が終了した直後の1月になるかと思っておりますが、その時点でも1回実施すると。

こういった形は、前回の入札でも実施をしております。

この中で、ウとございます質問受付につきましては、質問の受付は、下の※にございまして、メール(書面)で受け付けると。これに対して回答を返しますが、最終的には一覧表の形にして、全参加業者に送信をする形、これは前回もそのようにしておりますが、これによって情報の偏りがないように配慮をしております。

その下、エでございまして、本調達に関係する資料の閲覧につきましては、先ほどもご覧いただきました仕様書の別紙2及び3、こちらで掲載している資料について閲覧ができる範囲だということを示してございます。

8 ページでございまして。

6の(1)に「評価方法」が記載してございます。

「評価方法」といたしましては、加点方式による総合評価落札方式で実施いたします。

価格点と技術点の比率を1:1とさせていただいております。

総合評価落札方式での実施としては、今回がこのヘルプデスク業務3回目になります。

24年から26年の3カ年の複数年でやったものが最初でございまして、前回、27年度の入札もこの形、価格と技術点の比率も1:1でやらせていただいております。

その下、「総合評価点」のところ、技術点について、基礎点と加点があるという説明になっております。こちらにつきましては、後ろについております総合評価基準書のほうに詳細な説明をつけてございます。

総合評価基準書が56ページからになってございまして、この加点についての部分ですが、59ページに記載がございまして。

ここに表が載っておりますが、こういった形で必須項目と加点項目、これをランク大、小と分けまして、最高点20点と10点と分けてございます。

今までの実施では、この部分について、評価者がこの加点の配点の範囲で任意に点数をつけるという形にしておりましたが、事務局からの御指導によりまして、この下に評価基準を示させていただいております。aからfまでの6段階ということで、評価基準を明確にすべきということでこのように改善をいたしました。

また、実施要項本紙にお戻りいただきまして、10ページでございまして。

7のところ、従来の実施状況に関する情報の開示が説明されております。これにつき

ましては、別紙1にこちらにございます。「開示情報」としてアからオまでを挙げさせていただきます。

最後に、2枚とじているもので、参考の資料でございますが、今までの契約の実施状況について図示したものでございます。

ここでご覧いただけますように、平成21年度から一般競争入札にかけております。それ以前は随意契約でございまして、特命随契でここに記載のある業者と契約しておりました。

21年度から23年度までは最低価格落札方式の一般競争入札で実施しておりましたが、ずっと同一業者の一者応札でございました。これについて、仕様書の見直しを行いまして、新規業者が参入しやすい形ということで改善をいたしまして、平成24年から26年の3カ年の複数年契約でありますこの入札におきまして、総合評価落札方式に変わりましたが、4者の参加を得まして、ここにございます業者との契約で、さらに平成27年度、現行の業者ですけれども、これにつきましては、3者の参加を得て、違う業者に変わっております。独立系の運用を専門とする業者でございます。

私からの説明としましては以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○井熊副主査 意見というか、ちょっと教えていただきたいのですけれども、今の契約状況の話で、非常に成果を上げられているのかなと思うのですけれども、具体的にもし23年からそれ以降にどんなことを変えられて成果を上げられたのかというのがわかれば教えていただきたいと思うのです。

○登坂課長補佐 これにつきましては、大きな改善点としまして、2点ございました。

まず、入札の参加資格のところでございますが、今回、お示しをしているもので言いますと、6ページ、4のところ「入札参加資格に関する事項」が書かれておりますが、これの(11)のところでございます。

現在、改善された後としましては、本調達の類似システムの運用実績、構築実績または導入実績を有する者であることとされておりますが、一者応札が続いていた平成23年度までは、この部分が「仕様書の別紙3、「対象ハードウェア、ソフトウェア一覧表」に記載しているハードウェア及びソフトウェアの保守運用実績を有すること」と書かれておまして、これが実際、一覧表に示した当該のハードとソフトを全て実際に運用したことがなければだめだと読めると。実際そういう形で示していたわけですが、これがやはりハードルとなっていて、実際、そこまで契約をしていた業者がメーカーでございましたので、そのメーカーの製品を全て扱った業者ということになると、もうそのメーカー以外にないのではないかというようなことを辞退してきた業者さんからのヒアリング、聞き取りでそういう御意見を伺いました。

もう一点、改善した箇所としましては、今の実施要項で言いますと3ページになります。

「個別のシステムへの対応」の部分です。ここが先ほど少し説明をいたしました、個別システムの障害対応について、今の一次切り分けまでとしておりましたけれども、これが改善前の仕様書では、「上記4、対象ハードウェア、ソフトウェア及び業務アプリケーションに記載する①から③について、乙の責任と負担によりプログラム開発業者へのプログラム等の修正依頼を行い復旧を行うこと。なお、復旧の際に、権利関係等において費用が発生する場合は乙の負担とする」と。この乙は請負業者ですから、実際そこまでの責任範囲といいますか、費用の負担をさせるというような内容になっていたと。

これを改めて一次切り分けまでということにいたしました。

これにつきましては、私どもの厚生労働省所管の独立行政法人の仲間で、共同で依頼をしております契約監視委員会、外部の委員の先生にお入りいただいていた契約監視委員会がございますが、そこでやはり毎年一者応札が続いているものを特に重点的に指摘を受けておりました、何らか具体的な改善をきちんとしなさいと。

まずは、今の仕様書の分析に当たって、必要なことを考えなさいということで、我々としては、やはり先ほど申し上げましたように、実際に仕様書を見た上で、辞退をしてきた、参加できませんと言ってきた業者さんに聞き取りをするのが一番いい方法だろうということで、それが今まで、それまでも実施しておったのですけれども、大抵、辞退をしてくる業者さんは、辞退ですよということで、余り理由まで詳しくは教えてくださらないのですが、きちんとそういう趣旨を伝えまして、仕様書に参加を阻むような部分があれば、それを是非次には改善を図りたいので、理由を具体的に教えてくださいと。

契約の担当者が、仕様内容を全て頭に入っているわけではありませんので、短い電話対応の中で、全てを書き取るということは今まで難しかったということもあって、それが原課の起案者のところへきちんと伝わっていなかったということもあります。

ですので、きちんと実際の仕様書を見ながら、何ページのどの部分でしようかということころをきちんと聞き取りをするということを心がけまして、聞き取りの精度を上げることから、まず始めまして、先ほど申し上げました2点の改善点をはっきりさせ、明確にしたということです。

その結果を原課の担当者へ伝えるという形で、やはりここがネックになって入れないのではないかとということで、この部分を改善する策を考えてくださいという形で原課と契約担当との連携を密にとった結果でこういう改善が図れたと分析をしております。

○石堂主査 どうぞ。

○宮崎専門委員 済みません。本日、同じようなもので情報システム運用支援の入札審議をたまたましているものですから、ちょっと前後と比較した意見にはなるのですが、実は、先ほどまでの2件は、この案件よりもユーザー数が少ないのですけれども、常駐の管理者の数を1名にされていまして、こちらの案件の場合は、常駐が2名でかつ非常駐が1名以上となっているわけですが、その辺が恐らく価格がほかより少し高くなっている要因の1

つのようにも思われるのですが、その常駐を2名以上とされているところは、何かやはり過去運用されている中で、そういうニーズがあるということなのか、あるいはクオリティが担保できれば、常駐が1名で、非常駐が2名でも場合によっては構わないと思っていられるのかという、その辺の考え方だけ教えていただければと思います。

○登坂課長補佐 基本的には、先ほど説明をさせていただきました47ページに記載してございます別紙1として、対象業務の範囲を示しておりますけれども、ここで常駐の運用員にやらせることとしまして、大きく分けてサーバ系とパソコン系に分かれてございます。

現行2名いる体制で、職員からの問い合わせ対応をしておるのが、主にパソコンの担当者なのですが、繁忙期ですとか、問い合わせが多いときには、サーバの運用員も応援をするという体制になってございます。

それと、こういった日常的なヘルプデスク業務以外に、こちらですと49ページにございます障害の対応、先ほど、個別システムについては一次切り分けまでと申し上げましたが、一次切り分けであっても、やはり障害が発生した場合は、これは対象外だから見ませんよということではなくて、きちんとその障害がどういう状況で発生しているのかといったところまでは分析の切り分けをしていただくということになっています。

さらに加えて、50ページのほうに、(4)としまして「情報資産管理」とございますが、ここに挙がっております情報システムに関する文書、台帳の整備と書いてありますが、続いて51ページと53ページに別紙2、別紙3とあるまさにこの範囲にありますけれども、これだけの業務報告書の作成を毎月お願いしている。ここに別紙2のところに「D」とか「W」とか「M」とかありますが、これはDは毎日、日次の報告、Wはウイークリーで、Mが月次という意味ですけれども、こういった形の報告書の作成と、あと別紙3のほうでは、ドキュメントのここにございます台帳類、手順書ですとかマニュアルですとか、こういったものの整備、更新もさせています。こういったものが必要の都度、更新をしなければならないということもございますので、作業量的に、2名の体制で多過ぎるとは日常的に見ていて特に感じないところでございまして、これが1名になると少し大変になるのではないかとはいえます。

○宮崎専門委員 わかりました。

○石堂主査 ほかいかがですか。

どうぞ。

○小尾専門委員 今のどのぐらいの作業量があるのかなというのを見る際に、恐らく開示情報の20/62ページとかを多分皆さんごらんになって判断しているのかなという気も、私もちょっと最初誤解をしていた部分があって、これを見ると、月の作業時間が160時間未満のところ結構多くて、これは1人で済むのかなと一瞬思ってしまうのですね。

ですから、今、おっしゃったように、いわゆる文書管理とか、これの附帯作業というのがもっとたくさんある話ということであれば、ここに何かちょっとその情報を入れるようにしていただけないかなと。そうしないと、これは誤解されるかもしれない。何かほとん

ど遊んでいるのではないのと見えてしまうので、少し何か、ここにはちょっと注意事項のところに確かに書いてあるのですが、「M-1」と「M-5」により集計しましたとか書いてあるのですが、これは何のことやらこれだけだとわからないので、少し丁寧に書いていただければと思います。

○佐藤次長 かしこまりました。

今の御示唆いただいた点を含めまして、誤解のないように改めたいと思います。

○石堂主査 ほかいかがですか。

大体よろしいですかね。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にありません。

○石堂主査 特にないですか。

それでは、最後に指摘がちょっとございましたので、その点につきまして、本日の審議を踏まえて実施要項については必要な修正を加えていただきまして、事務局を通じて各委員が確認した上で議了という整理にいたしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項等ございましたら、事務局を通じてお寄せいただきたいと思ひます。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○登坂課長補佐 ありがとうございます。

（（独）労働政策研究・研修機構退室、環境省入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、環境省の「大山隠岐国立公園大山寺及び榊水原集団施設地区公園施設維持管理、情報提供業務」の事業評価（案）について審議を始めたいと思ひます。

最初に、事業の実施状況について、環境省自然環境局国立公園課、岡本課長より御説明をお願ひしたいと思ひます。なお、説明は10分程度でお願ひしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○岡本課長 それでは、よろしくお願ひいたします。

お時間いただきまして、ありがとうございます。

まず、1 ページ目の「事業概要」でございます。

委託内容につきましては、今、標題を読み上げていただきましたように、施設の維持管理、情報提供等業務でございます。

「業務委託期間」でございますが、平成25年7月1日から28年6月30日までの3カ年でございます。これは市場化テストの2期目でございます。ちなみに、1期目は平成22年7月からでございます。

「受託事業者」は、一般財団法人自然公園財団でございます。

「受託事業者決定の経緯」でございます。

平成25年4月17日に入札公告を行いまして、5月8日の入札説明会には自然公園財団1者が参加しました。

5月28日に企画書を締め切りました。企画書と入札価格から総合評価を行いまして、上記事業者が適正ということで落札者となりました。

2番目の「質の達成状況等」でございます。

本業務におきましては、従来の本集団施設地区の運営維持管理業務の実績を踏まえまして、実施要項に基づき、確保すべき質を設定しているところであります。

このサービスの質につきましては、平成25年7月から同27年3月までの達成状況を御報告させていただきます。

「(1) 大山情報館管理運営業務」でございます。

アが「保守管理」でございますが、これは施設の開け閉めやメンテナンスでございます。

イの「清潔・安全の維持」につきましては、トイレ等の主に清掃や点検でございます。

2ページでございますが、利用者に対するアンケートを行いまして、否定的回答がおおむね1割以上となる場合には、清掃・点検の頻度の見直し等の対応をするということにしております。

ウの「情報提供」でございますが、これは情報館における窓口や掲示物などによる国立公園の利用案内や、周りの自然環境の情報の発信でございます。

利用者に対するアンケートを行いまして、同じく否定的回答がおおむね1割以上となる場合は、情報提供のあり方を検討し、必要に応じて改善を行うこととしております。

アンケートの回収目標は、毎月100件程度としております。

ちなみに、注意書きでございますが、この大山情報館の利用者数は、およそ年間20万人でございます。

②の達成状況に係る調査結果でございます。

まず、「保守管理」ですけれども、これにつきましては、改善すべき意見も寄せられております。

例えば、自動販売機の品物を充実してほしい。それから、コンビニを設置してほしい等の不満が寄せられました。こちらにつきましては、周辺に民間のさまざまな施設がございますので、その民業圧迫というようなこともございますので、周辺施設への紹介をすることで対応しております。

イの「清潔・安全の維持」でございます。

とても清潔だったなどの意見が全体の8割ではありましたが、否定的回答が1割を超える月が数回ございました。

例えば、それは、清掃後、床がぬれて水浸しだったなどの意見もありました。

特に、利用者の多い繁忙期におきましては、このため、見回り点検や清掃の頻度を増加いたしまして、清掃後の床の水を拭き取るなどの対応がなされました。

安全の維持管理につきましては、利用者の安全確保について十分な配慮がなされていたと考えております。

その結果、事故等の発生はありませんでした。

また、職員の対応につきましても、否定的回答が1割を超える月が数回ございました。「対応が素っ気ない」とか「無愛想」等の意見が寄せられていたことから、職員に対して接遇の指導を徹底したということでございます。

これは、受託者におきまして、周辺のホテルなどの民間の接客にすぐれている方を講師として招いて、接遇研修を継続して実施したということでございます。

ウの「情報提供」でございます。

利用者アンケートの結果によりますと、否定的回答が1割を超える月が過半でありました。これは散策に要する時間や、いろいろな登山ルートの詳細な状況に関する情報が不足しているとの声が多く寄せられました。

このため、散策に要する時間などの情報提供の改善が図られました。

例えば、情報掲示板というような手づくりの掲示板をつくりまして、日々、その地域の情報を写真をつけたり、手書きで書いたりしながら、新しい情報を提供するというようなことをしているということでございます。

また、環境省におきまして、多言語化をしたパンフレットを作成しまして、これを受託者のほうにおいて効果的な配布等を行っております。

続きまして、3ページでございますけれども、野営場でございます。これはいわゆるキャンプ場のことですが、この野営場の管理運営業務でございます。

アの「保守管理」につきましては、適正に業務を履行しておりました。

イの「職員対応、清掃」であります。利用者に対するアンケートを行い、否定的回答がやはり1割を超える場合には見直すなどの対応をすることとしております。

ウの「物品の提供」につきましては、必要な物品を提供することとしております。

利用者に対するアンケートを行いまして、いろいろな要望があった場合には改善を行うということとしております。

アンケートの回収目標は同じく70%でございます。

注意書きにございますように、この野営場、キャンプ場の利用者数は、これは夏のみの営業でございますけれども、25年度は、3,200人ほど、26年度は1,200人ほどでございます。これは天候によって大きく左右されます。

また、繁忙期である土日、祝日、祭日、又はお盆における天候不順の影響が大きいということでございます。

2番の達成状況に係る調査結果でございますけれども、まず、「保守管理」についてでございますが、これは適切に実施されていることを確認しております。

利用者アンケートの結果によりますと、「整備されており気持ちがいい」「洗い場が使いやすい」といった回答が寄せられており、利用者から評価されていることが確認されま

した。

こちらにつきましては、「職員の対応、清掃」については、アンケート結果では、否定的回答は全ての月で1割未満であり目標達成しておりました。

「物品の提供」につきましては、この集団施設地区というところは、基本的にいろいろなお菓子類等の土産物以外は販売しておりませんで、その他の食品等については、近隣の農協や販売店を紹介することで満足いただけたと考えております。

4ページでございます。

(3)の「公衆便所等保守管理業務」でございます。

②の「結果」でございますが、利用者からの苦情は特になく、施設の保守や清潔さにつきましても、十分な対応がなされており、個別業務の質が確保されたと考えております。

「3. 実施経費の状況等」でございますけれども、落札率が95.2%で、12カ月当たり1,300万でございます。

「(2) 経費削減効果」といたしましては、実費経費について、平成26年度を平成21年度と比較しまして、0.2%の削減効果がございました。

「(3) 応札状況等」でございますが、本件入札に係る参加者は残念ながら一者でございました。総合評価を行ったところ、一般財団法人自然公園財団を落札者といたしました。

5ページの「(4) 民間事業者からの提案による実施事項」でございます。

「①保守管理」につきましては、一定の改善を行い、また「②情報提供」でございますけれども、こちらが先ほど申し上げましたように、アンケートでもいろいろな御意見を利用者からいただいたところであります。

こちらにつきましては、繰り返しになりますが、自然歩道や気象情報、草木の開花状況などに関して提供している情報につきましては、登山者や公園利用者から好評を得ております。これはその後のアンケート結果や窓口での対応で確認をしております。

最後に、「4. 総合評価」でございます。

まず、「(1) 実施内容に関する評価」でございますけれども、特に、情報館の情報提供業務におきまして、当初のアンケートで不満の割合が高かったということがございます。

他方、施設の適切な保守管理によって、設備に起因する事故は発生しておりませんでした。

実費経費については、0.2%の経費が削減されました。

「(2) 次期業務の実施に当たっての留意事項」でございます。

アンケートの回収についてでございますけれども、このアンケートの協力につきましては、受託者から公園の利用者の方々に対しまして、直接手渡すなどの呼びかけも行っておりますけれども、回答内容を確認する限り、明らかに悪ふざけととれるような記載も多数あったと聞いております。これは全体の2割程度であります。

例えば、ちょっと言葉があれですけども、「死ぬ」「ウザい」とか、何か友達の名前を書いたり、そんなような悪ふざけの記載でございます。

そういったものも否定的意見のほうに、今回、全て入れてしまっております。

また、施設の管理運営に反映できないような回答もありました。

今後のアンケートへの協力につきましては、受託者から引き続き協力を呼びかけるよう指示するとともに、月ごとにアンケート表を確認し、回答により改善が必要な事案については、受託者が迅速に対応を行うよう指導してまいりたいと考えております。

また、年間の集計結果を取りまとめまして、翌年度にいかしていくこととしたいと考えております。

以上でございます。

ありがとうございました。

○石堂主査 ありがとうございました。

続きまして、当事業の評価について、内閣府より説明をお願いいたします。説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 環境省からありました報告と相違のある部分、あるいは表記の仕方が違う部分のみ御報告させていただきます。

資料Dの評価（案）の3ページをごらんください。

サービスの質の確保についてなのですが、環境省より目標が達成できていない月があったということでしたので、その回数等をこちらの表で取りまとめております。各アンケート、否定的回答が1割未満という目標となっておりますが、評価の悪いときで一番悪いものだと66.7%程度否定回答率があった月があります。

また、よい月であれば、否定回答がゼロの月も見られたということです。

全体の評価期間、21カ月間を通して、目標が達成できていない回数、悪いもので19回、キャンプ場のほうは0回ということで、完全に目標を達成できているという形になっております。

3ページの下の民間事業者からの改善提案についてなのですが、環境省からは2点御提案がありましたが、情報提供については、もともとの実施要項の仕様書のほうに表記がありましたので、民間事業者からの改善提案と言えるかは疑問がありましたので削除させていただきます。

4ページ、「評価のまとめ」ですが、本事業においては、民間事業者の提案による業務の効率化がなされ、経費についても軽微であるが削減されております。

競争性の確保については、前期において二者応札が実現しましたが、今期は一者応札となっております。

サービスの質についてのアンケート調査では、複数の項目で目標未達成となっております。実施要項には「否定的回答が1割以上となる場合は見直し等の対応をする」と定められているが、見直しによりアンケート評価がその後改善したとは言えない状況です。

ただし、アンケート回収数が少ないために、いたずらと思われる回答などが数値に大きく影響していると思われま

来期については、一者応札や質の確保についての課題があるため、引き続き民間競争入札を実施することが適当であると考えられます。

なお、次期事業の実施に際しては、①モニタリング精度の向上のために、アンケートの回収方法、集計方法などを再考してはいかがかと思えます。特に、回収数が少ない場合には、悪ふざけなどの回答が数値に大きく影響するため、年間集計など票数を上げて信頼度を上げる対策を講じる必要があるのではないかと思います。

②利用者の不満などの状況に応じて、環境省が改善指導を的確に行う体制を検討してはいかがかと思えます。

③一者応札となってしまいましたので、情報開示の拡大等、更なる競争性の確保に努めるべきかと思えます。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、事業の実施状況及び評価（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○辻専門委員 御説明どうもありがとうございました。

資料4の5ページ目、「次期業務の実施に当たっての留意事項」という部分でございます。

アンケート回収につきまして、利用者の方々から悪ふざけととれるようなものがあって、若干困っているというお話もあったところなのですけれども、もう一点別の視点なのですけれども、こういうこの実施状況の評価をこの利用者の方のアンケートを見て、それによって利用者の方がどれくらい満足しているかということを見て判定する事業で、一般的にほかの事業でも妥当するような論点かと思うのですけれども、このアンケートの内容を受託者側が恣意的に内容を変えてしまうとか、そういうリスクもあるかと思えますので、できれば、来期以降は、なるだけ委託者の側でこのアンケート内容を恣意的に評価されないように配慮すると。例えば、アンケートの配布から回収まで、全て委託者が行うとか、そういう方法もちょっとコストはかかると思うのですけれども、受託者に対して、性善説で接するのもいいかもしれませんが、一部性悪説も入れて、アンケートの内容を、その精度を上げるという観点もひとつ御検討いただければと考えました。

以上です。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

○岡本課長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

確かに、アンケートを見てみましたところ、例えば、記入場所の机に穴が空いていて書きづらいとか、「くそー」と書いたりというようなことも中身を見ますとあったように思います。

それと、アンケートのとり方によりまして、問1でまず、どういうことを聞くかによっ

て、問2が何となく肯定的に書いたりということもありますので、おっしゃることはよくわかります。

ですので、次期につきましては、アンケート内容を、今回、否定的にいろいろ書かれてしまったという失敗もございますので、そこを見直しながら、委託者、これは具体的に私ども環境省の中国四国地方環境事務所でございますけれども、そちらのほうでよく吟味をして、内容を有効かつ公平な結果が出るようにきっちり見るように指導したいと思います。

ありがとうございます。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 アンケートの回収率も低いし、やはり否定的な意見も多いということで、やはりこの業務の品質の管理方法として、アンケートというやり方が適していないのではないかと判断したほうがいいのではないかと思います。

それで、普通の施設管理などで、例えば清掃状態とか、そういうものを評価するときというのは、大体定型的なやり方があるって、例えば、ここは何回拭くとか、こういうことはすぐ改善するとか、インプットレベルでちゃんと仕様を与えていくという施設管理の仕様の方法などがあるので、そういう方向にやはり、例えばこの情報収集満足度とかというのは、悪ふざけとか、そういうレベルではないのだと思うのですね。これだけ否定的な回答が多いという話になってくると。

やはり、本質的にはアンケートをとるということは本質的な目的ではなくて、やはりいい状態で提供するということが本質的な目的ですから、その方法論としてのアンケートのあり方というものとはちゃんと再考すべきではないかと思います。

○岡本課長 ありがとうございます。

今、おっしゃられましたように、やはりここの地域につきましては、特に非常に夏の間は自然が大好きで、山が好きでという方がいらっしゃいます。

ですので、求める情報もレベルが高いということがございます。ですので、その仕様書あるいはその指導の中で、もう少しこういうような情報をやはり利用者の立場に立って提供すべきではないかというような委託者側から指導するということは重要かと今の御指摘のとおりかと思えます。

それと、冬の間でございますけれども、ここは周りがスキー場にして、どちらかというと、スキー客が暖をとり、ストーブに当たりに来るような状況が多い日が続きます。こういったときに、高校生のおそらく悪ふざけなどは、修学旅行で来たりとか、そういったことで一斉に来る人たちに無理くり書かせて、こういう結果が出ているというところもあります。

ですので、一律に夏と冬と同じようなやり方で何か評価をするというのがいいかどうかということも含めまして、再度調整をしたいと思えます。

○井熊副主査 あとはやはり、もう一つ一者入札というものも改善したいという部分があるわけですから、こういうような業務に不慣れな事業者の方が参加をするということを促

すためにも、業者さんに任せて、それをアンケートでやるというより、こういうことをや
ってくださいということを明記したほうが、多分、新しい人も入りやすいですし、そうい
う方向をお考えになったらどうかと思います。

○岡本課長 ありがとうございます。

入札のときに工夫をするようにしておきたいと思います。

○石堂主査 どうぞ。

○若林専門委員 同じく、一者入札が続いているということで、それに関して次期に向け
てということだと思うのですけれども、なぜ少ないのかということについて、これまでの
業者に対してヒアリングを行うとか、まだちょっと時間があると思いますので、時間をか
けて分析していただけるといいかなと思います。

以上です。

○岡本課長 ありがとうございます。

参考にさせていただきます。

○石堂主査 ほかいかがですか。

アンケートの話に戻りますけれども、この環境省さんの資料でも、それぞれ月100件はア
ンケートをとろうとか、70%回収率と書いてありますが、これは要項に書いてあったので
すかね。

○岡本課長 そうでございます。

○石堂主査 だから、どちらかというと、その数字は圧倒的に達成できなかったわけで、
達成できなかったアンケート結果で評価することそのものが、おそらく無理があったのだ
ろうと思うのですよね。今の井熊副主査からもありましたように、アンケートにかわる方
法が適切なものが見つかればいいのですけれども、あるいはやはりまだアンケートでいくと
なれば、どうやって回収率を上げて、その悪ふざけなどはその中に埋め込まれてしまうよ
うな、数の回収をどうやるかというほうが非常に必要になってくると思いますので、アン
ケートにこだわるわけではありませんけれども、要は質の評価が本当にできる方法を考え
ていただくことが必要になろうかなと感じました。

○岡本課長 大変貴重な御意見ありがとうございます。

工夫をしていきたいと思います。

おそらく数とかやはりそういったことに捉われてしまって、実のある内容になっていな
かった可能性がございます。

ですので、対面で意見を伺うとか、そういったことも考えられると思いますので、少し
今日いただいた御意見を参考にしながら改善を図りたいと思います。

ありがとうございます。

○石堂主査 よろしいですかね。

それでは、本事業の評価（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 ありません。

○石堂主査 特にないですか。

それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するよう
をお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

(環境省退室)